



Ⅶ 防災教育調査のまとめ

「平成23年度 第1回防災教育調査」（6月に実施）の結果から抜粋

※ 調査対象 公立小・中・高・特支（千葉市を除く）

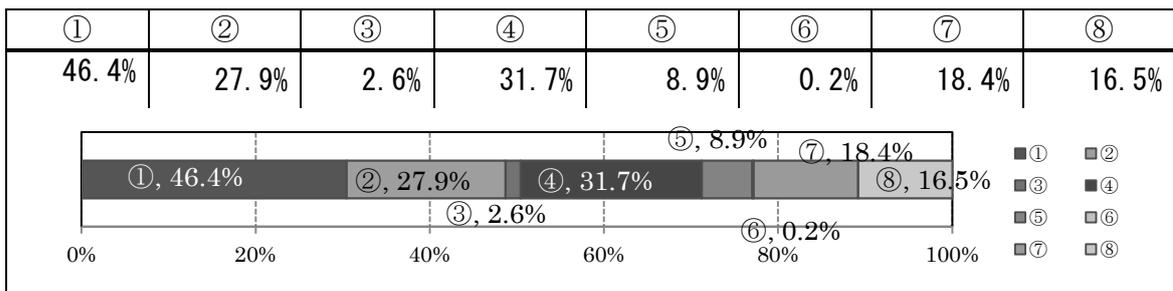
1 情報伝達が困難になった場合について

今回の大震災では、学校・保護者・市町村部局との連絡がなかなか取れない状況が発生した。また、停電のため情報収集が困難な状況が発生した。

(1) 震災時における保護者との連絡状況

ア どのような方法で連絡したか。

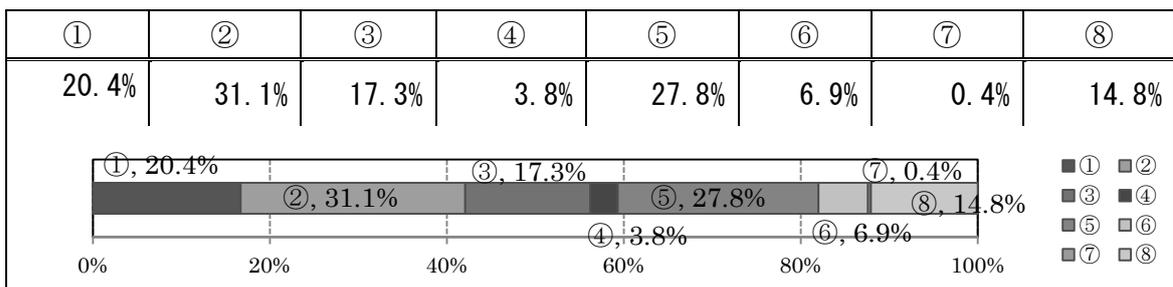
- ①電話連絡網（固定電話・携帯電話）で行った
 ②一斉送信メールで行った ③防災無線で放送してもらった
 ④保護者に協力してもらった ⑤地域の方に協力してもらった
 ⑥災害伝言ダイヤル171を活用した ⑦連絡する必要がなかった⑧その他



46.4%の学校で電話連絡網（固定電話・携帯電話）を用いた。次いで、保護者の協力が31.7%、一斉送信メールが27.9%、地域の方の協力が8.9%となっている。

イ 可能だった連絡方法

- ①どの方法も全く連絡がとれなかった
 ②電話連絡網での通信が可能だった
 ③一斉送信メールでの通信が可能だった ④防災無線で連絡がとれた
 ⑤保護者に協力してもらった ⑥地域の方に協力してもらった
 ⑦災害伝言ダイヤル171を活用した ⑧その他

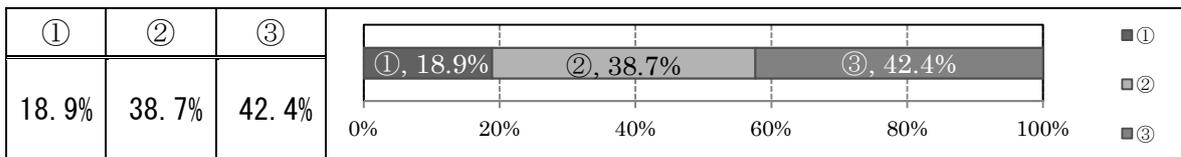


固定電話及び携帯電話による連絡が可能だった学校が31.1%である。

27.8%の学校で保護者の協力、6.9%の学校で地域の協力と回答しており、機器による連絡だけでなく、普段の保護者や地域と連携することで対応した様子が見える。全く連絡がとれなかった学校は、20.4%であったが、多くの学校が、何らかの方法で連絡を取るよう対応をしていたようである。

ウ 保護者への連絡手段は見直したか。

- ①特に問題がなかったのでこれまでと同様
- ②確実に連絡がとれるよう見直しをした
- ③確実に連絡がとれるよう検討中

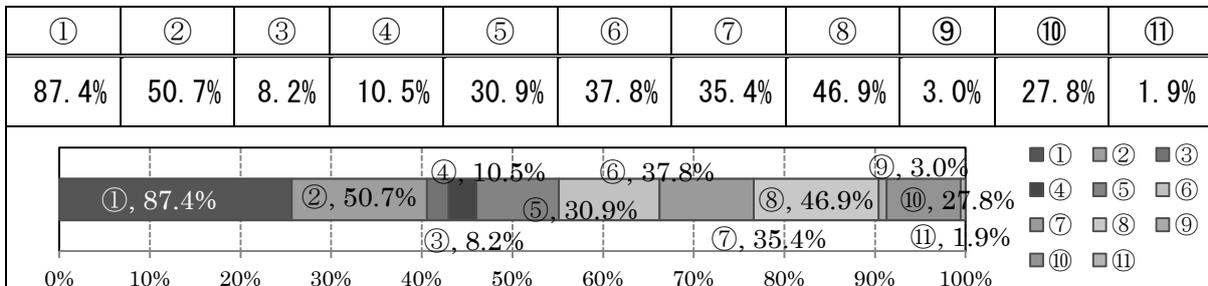


全ての学校で見直しを進めており、すでに確実に連絡がとれるよう見直しをした学校が38.7%、検討中が42.4%である。

(2) 震災時における情報収集状況

ア 震災に関する情報をどこから得ていたか。

- ①テレビ ②ラジオ ③自治体HP ④県・市町村教育委員会HP
- ⑤新聞 ⑥携帯電話 ⑦防災無線 ⑧インターネットニュース
- ⑨各種たより・チラシ ⑩市町村教育委員会 ⑪その他



87.4%の学校がテレビから情報を得ていたと回答している。次いで、ラジオ、インターネット、新聞、携帯電話の順となっている。

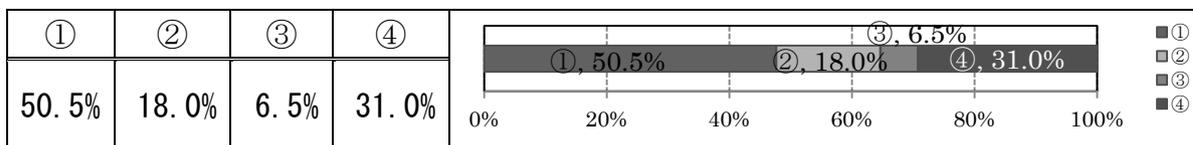
イ 停電時に情報を得るための機器はあるか。

- ①手回し充電ラジオ ②防災無線受信機
- ③ワンセグ放送が受信できる機器 ④携帯型でインターネット接続ができる機器 (携帯電話, PC, タブレット型 PC 等) ⑤その他



(3) 帰宅困難児童生徒が出た場合の課題について、どのような対策をとったか。

- ①災害時の児童生徒の預かり方を保護者と確認した
 ②飲料水や食料，寝具，暖房器具等の備蓄した（検討を始めた）
 ③その他 ④特に対策はとっていない



①保護者との確認50.5%，②備蓄確認18%，③その他6.5%という割合で対策をとっている。

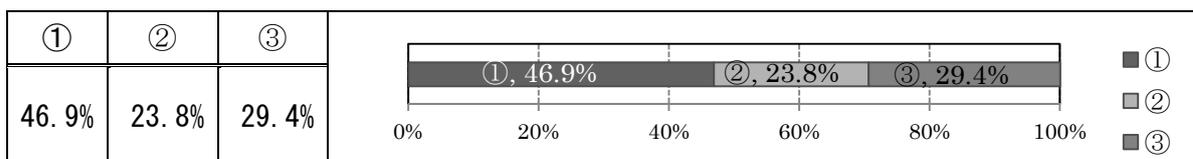
【2の対応策】

- 児童生徒用備蓄の検討を進める。
- 学校の対応について保護者と確認する。
- 職員の配備態勢を決定する。
- 帰宅できず学校で過ごす，または避難所で過ごす場合を想定した指導の実施。

3 大津波警報が出た場合の避難所等の再確認

(1) 津波警報及び大津波警報（内房・九十九里・外房）が出された地域の学校において二次避難は警報に応じた避難の対応ができたか。

- ①できた ②だいたいできた ③できなかった



警報が出された地域と回答した303校中，70.7%の学校ができたまたはだいたいできたと回答している。また，そこでの校種比較は，いずれの学校もほぼ同様の数値である。

(2) 津波被害を想定し避難する場所及び避難行動の見直しをしたか。

津波を想定し，全体の22.5%の学校が場所の見直しを実施し，23.9%の学校が行動の見直しを実施した。

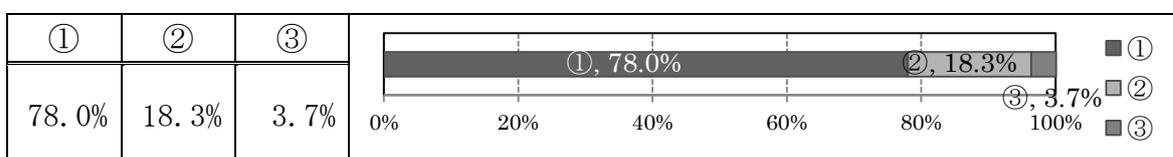
【3の対応策】

- 津波が学校に到達すること、揺れ・液状化等による建物の倒壊を想定した2次避難場所への移動経路の点検の実施。
- 学校外にいた場合であっても、津波の可能性があり、主体的に行動するための指導を実施。

4 液状化被害が出た場合の対応

(1) 液状化被害が発生した地域の学校において、二次避難（避難場所への安全な移動）は被害状況に応じた避難の対応ができたか。

①できた ②だいたいできた ③できなかった



液状化被害があった地域と回答した109校中、96.7%の学校が「できた」または「だいたいできた」と回答している。津波被害と比較し、「できた」と回答した学校の割合が高い。

(2) 液状化被害を想定し場所及び避難行動の見直しをしたか。

液状化被害を想定し、全体の10.5%の学校が場所の見直しを実施し、10.6%の学校が行動の見直しを実施した。

【4の対応策】

- 立地上の歴史や建物構造の把握をすること。
- 津波と同様に学校外にいた場合であっても、液状化の可能性があり、主体的に行動するための体験・訓練を実施。

5 今後の各学校における取組の重点

①揺れ発生時の安全確保に向けた取組

防災管理等

- ・ 定期的な安全点検をとおり、書棚等の転倒や物品の落下防止対策を講じる。

防災教育

- ・ 児童生徒が自ら「倒れてこない・落ちてこない」場所を考えて行動できるよう指導する。
- ・ 緊急地震速報を活用した避難訓練及びワンポイント避難訓練、登下校時の発災を想定した避難訓練等の実施。

②二次避難（揺れが収まってからの避難）時の安全確保に向けた取組

防災管理等

- ・津波が予想される地域においては、二次避難場所への移動経路及び移動時間の点検を実施する。
- ・液状化が予想される地域においては、校内の移動経路の点検を実施する。
- ・校舎の避難経路の表示を徹底する。

防災教育

- ・児童・生徒の発達段階に応じ、津波・液状化・建物の倒壊の危険に備え、主体的に自助の行動をとることができる指導を実施する。

③保護者との連絡体制確立に向けた取組

防災管理等

- ・災害用伝言ダイヤル171を取り入れるなど、停電・通信回線の混雑を想定し、複数の通信手段による連絡体制を確立し、情報伝達訓練を実施する。
- ・スクールバス通学がある学校は、バスとの連絡手段を確立するとともに、災害時の運行方法を決定し、保護者に伝える。

④児童生徒の保護者への安全な引き渡しに向けた取組

防災管理等

- ・災害時の下校については、児童生徒等の安全を最優先させた上で判断することとし、事前に以下の内容を含め保護者と方法等を確認する。

◆「震度5強以上」の地震では、小学生や障害等により特別に配慮を要する児童・生徒については、原則として保護者へ直接引き渡す。^{※1}

◆津波または大津波警報が出ていて、帰宅経路等の安全が確保できない場合は、原則として学校に留め置く。

※1：震度5強未満であっても、交通機関の遮断等により保護者が帰宅できず留守家庭となる場合には、児童・生徒の状況によって、その対応について事前に確認する。

防災教育

- ・保護者への引き渡し訓練等体験をとおした防災訓練の実施。

⑤児童生徒が帰宅困難となった場合に向けた取組

防災管理等

- ・帰宅困難となる児童生徒を想定した備蓄について，学校の実情に応じて対応を検討する。（市町村防災倉庫の備蓄品の活用など）
- ・交通手段が遮断した場合には，安易に遠距離や夜間の徒歩での下校をさせず，保護者と連絡を取って対応する。
- ・職員の配備体制を決定し掲示する。

防災教育

- ・帰宅できず学校で過ごす，または避難所で過ごす場合を想定した体験的な学習及び訓練の実施。

⑥避難所に対応した取組・地域と連携した取組

防災管理等

- ・千葉県防災教育資料「備えあれば憂いなし～いつ起こるかわからない地震に備えて～」P26を参照し，避難所運営マニュアルを作成し，職員の役割分担を明確にして掲示する。
- ・避難所指定でない学校であっても，避難民が急きょ避難してくることを想定し，対応について地域の自治会・市町村防災担当部局等と事前に確認するなど連携を図る。

防災教育

- ・地域との合同防災訓練等を実施し，地域における避難場所及び避難所及び防災組織について指導する。